

【手数料に関して】

弊社では、クライアント様に応じて以下の2パターンの手数料を設けております。

いずれも、人材紹介基本契約書内に記載されている内容で、こちらに合意されたクライアント様とだけ契約締結とさせて頂いております。

ケース1)

第4条（対価の支払及び時期）

1. 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の想定年収額（月額給与、役職手当、職務手当、みなし残業手当、賞与等の合計額とする）の30%に相当する紹介手数料及びその消費税相当額を支払うものとする。

この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、想定年収額、紹介の対価額等の必要な事項を別途の書面（内定通知書、請求書）又はeメール等により確認するものとする。

ケース2)

第4条（対価の支払及び時期）

1. 甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の想定年収額（月額給与、役職手当、職務手当、みなし残業手当、賞与等の合計額とする）の35%に相当する紹介手数料及びその消費税相当額を支払うものとする。

この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、想定年収額、紹介の対価額等の必要な事項を別途の書面（内定通知書、請求書）又はeメール等により確認するものとする。

以上です。

代表取締役 竹下和広

LVL99Recruiting 株式会社